

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士 河原精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

今月は、年金の話です。

**今年の4月から法改正で、障害年金を受けている人の中で、
年間22万7000円も年金額が増える人がいます。**

これって、どういうことですか？

Q 先日、障害をもっている方から、以下のような内容の文書が、日本年金機構 から送られてきましたが、意味がわかりません。簡単な事例で教えていただけませんかという連絡をもらいました。

平成 23 年 4 月から、
法律改正により配偶者や子の加算制度が変わります。

今までは、

障害年金を受ける権利が発生した時点で、要件を満たす配偶者や子がいた場合に一定額が加算されてきました。

これからは、

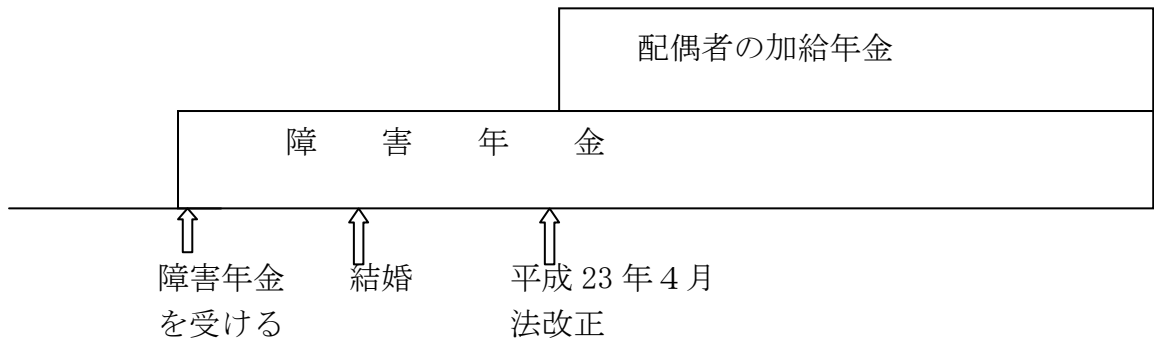
障害年金を受ける権利が発生した後も、ご結婚や子のご出産等によって要件を満たすことになった場合には一定額が加算されることになりました。

A 平成 23 年 3 月 31 日以前ですと、本人が、病気やけがをして障害年金を受給できるようになったとき配偶者や 18 歳未満の子がいますと、障害基礎年金 (1 級 990,100 円) には子の加算 (227,900 円)、障害厚生年金には、配偶者の加給年金 (227,900 円) が加算されてきました。しかし、本人が、障害年金を受給できるようになったときに、配偶者がいなかったときは、配偶者の加給年金 (227,900 円) が加算されませんでした。また、その後結婚をし、子供が生まれた時には、配偶者の加給年金 (227,900 円) も子の加算 (227,900 円) も支給されませんでした。

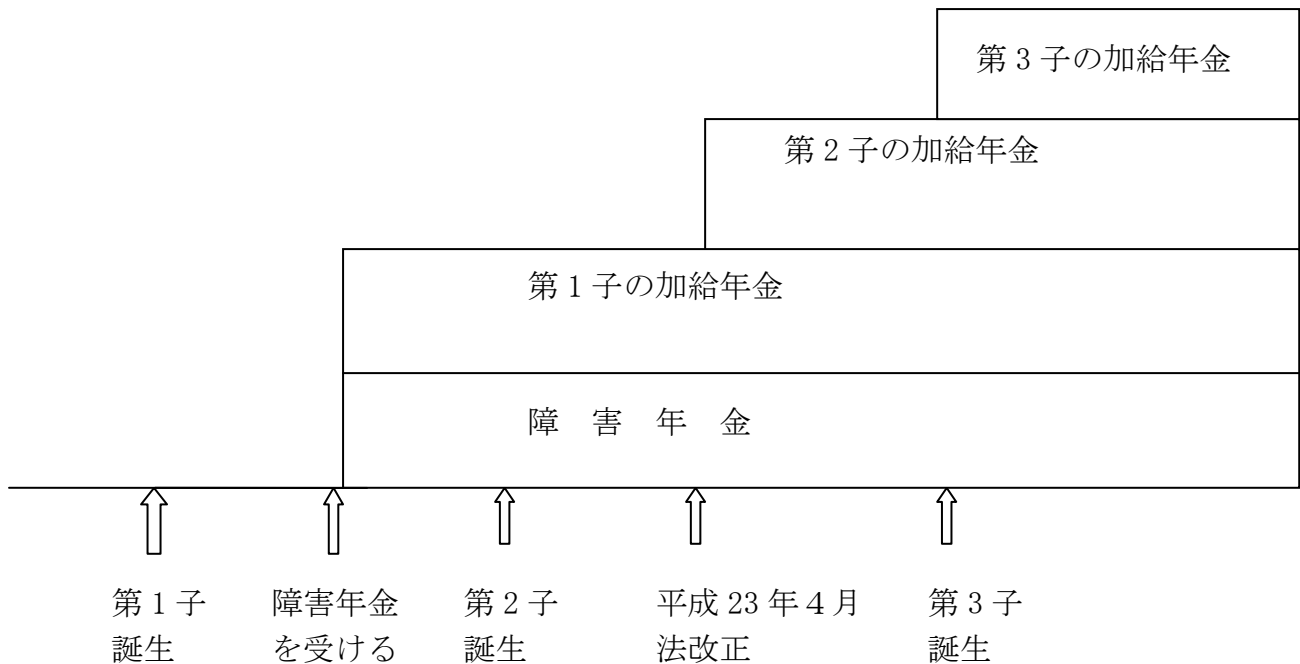
それが、平成 23 年 4 月からは、本人が障害年金を受給できるようになってから結婚をし、子が生まれた場合にも、本人の障害年金に配偶者の加給年金 (227,900 円) と子の加算 (227,900 円) が支給されるようになりました。

では、具体例で考えてみます。

① 本人は、障害年金を受給してから、結婚をしました。結婚をしたときは、平成 23 年 4 月前でした。平成 23 年 4 月の法改正によって、本人には下記のように 4 月から配偶者加給年金 (227,000 円) が加算されます。



② 本人は、平成 23 年 4 月以前に、障害年金の受けるときに、すでに第 1 子は生まれていました。そのことによって、第 1 子の加給年金が支給されています。その後、第 2 子が生まれました。第 2 子に対しては、加給年金は受給権が発生した時点には、生まれていなく、平成 23 年 4 月前ですので第 2 子に対する加給年金は支給されません。その後平成 23 年 4 月法改正後からは、第 2 子に対しても加給年金が支給されます。その後、第 3 子が生まれた時は、生まれた時から第 3 子に対する加給年金が支給されます。



③ 本人が、障害年金を受給後に第 1 子と第 2 子が生まれた時、法改正前は、加給年金がもらえません。そのような場合、配偶者が児童扶養手当を請求している場合があります。第 1 子に対しては月額 41,720 円が、第 2 子に対しては月 5,000 が配偶者に支給されています。法改正後には、子に対して加給年金が支給されますが、両方同時には支給されません。そこで、第 1 子はそのまま児童扶養手当を受給し、第 2 子に対しては、児童扶養手当は、解除して、障害年金の子に対する加給年金をもらう方をよいと思います。加給年金の方は、 $\text{年額 } 227,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} = \text{月 } 189,16 \text{ 円}$ となります。つまり、第 2 子に対しては、障害年金の加給年金の方が、額が多いということがわかります。以上の知識を基にして、より詳しい障害年金の加給年金と児童扶養手当の受給の仕方等は年金事務所、各市町村役場、社労士等に相談したらよいと思います。